

箱根町の 高齢者福祉・障がい者福祉

高齢者のための福祉

照会先 福祉課 ☎85-7790

●介護保険サービス利用者負担の助成●

介護保険の要介護または要支援の認定を受けた方が利用する居宅介護サービスおよび施設介護サービス（食費、居住費を除く）と福祉用具購入または住宅改修に要した利用者負担の一部を助成します。

対象 住民税非課税で老齢福祉年金を受給している方など
助成額 利用者負担の2分の1（居宅サービス費と施設サービス費は、高額サービス費算定基準額の2分の1が限度）

●にこにこ運動教室●

ストレッチや無理なく足腰を鍛えられる内容の運動が中心です。一人ではなかなか続かない運動もみんなと一緒に楽しく取り組みます。

対象 65歳以上の方
定員 各会場25人
コース 4月から町内各地域（5会場）で週1回、1会場30回開催する予定です。
※会場や時間など、詳細は、福祉課にお問い合わせください。

●脳と体の若返り教室●

物忘れの予防や改善に効果があるといわれる脳トレと運動を組み合わせた内容の教室です。

対象 65歳以上の方
定員 25人
コース 8月～11月の1コース（週1回、計12回を予定）
※会場や時間など、詳細は、福祉課にお問い合わせください。

●ごみ出し支援サービス●

家族や知人等からの支援がなく、ごみ出しが困難となっており、ひとり暮らしなどで見守りを必要とする方に対し、ごみ出し支援サービスを実施しています。

対象 介護保険の要支援または介護予防日常生活支援総合事業の対象者でひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯で見守りが必要な方
利用料 月100円
利用回数 月6回まで

●徘徊SOSネットワークへの事前登録●

認知症が原因で徘徊する方が、所在不明となった際に一刻も早く発見して家族のもとに帰れるように、町に事前登録をしておくことができます。このネットワークは、警察等と連携し捜索にも役立てられます。

●GPS位置情報検索機器の貸与●

「徘徊SOSネットワーク」に事前登録をされた住民の方とその家族の希望により、所在不明の際にその位置情報を検索するための機器を貸し出します。

●認知症初期集中支援チーム●

認知症専門の医師と保健師・社会福祉士等（医療や介護の専門職）で構成するチーム員が、認知機能の低下によっておこる生活上の困りごとやご家族が困っていることなどに対し、最長6か月を目安に家庭訪問等により、集中的な支援やアドバイスを行い、必要な医療や介護サービスにつなげていきます。

●地域包括支援センター●

高齢者の在宅介護や権利擁護などの総合的な相談窓口として、箱根町社会福祉協議会内に地域包括支援センター（☎85-3002）を開設しています。高齢者のさまざまな相談に、専門員が支援しますので、相談を希望する方は、直接センターへ連絡してください。

●家族介護用品の支給●

要介護4または5の認定を受けている住民税非課税世帯の方を在宅で介護している家族に対し、介護用品（紙おむつ）を支給します。

●日常生活用具の給付●

認知症などにより用具の給付が必要な65歳以上のひとり暮らしの高齢者に対し、介護保険対象外品目の火災警報器、電磁調理器を給付します。
給付額 購入または設置費用の9割

●はり・きゅう・マッサージサービス券の交付●

健康増進のため70歳以上の方に対し、はり・きゅう・マッサージサービス券を交付します。
サービス券は、町が委託した治療院、医療機関に限り利用できます。
交付枚数 年間一人3枚
助成額（1枚につき）
・治療院の場合 1,500円
・医療機関で受診する場合 各医療機関により異なります。

プレミアム付商品券事業について ～商品券使用可能店舗を募集します～

10月1日(火)に予定されている消費税・地方消費税率引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、国庫補助事業としてプレミアム付商品券の販売を行います。併せて、商品券使用可能店舗（商品券取扱事業者）を募集します。

【事業概要】

対象者 ①平成31年1月1日時点の住民のうち、令和元年度の住民税が課税されない方（課税される方の配偶者や扶養されている場合、生活保護受給者などは対象外となります。）
②令和元年6月1日時点の住民のうち、平成28年4月2日～令和元年9月30日の間に生まれた子が属する世帯の世帯主（3歳未満児等が属する世帯の世帯主）

商品券購入の流れ ①の対象者には、町から8月中旬頃に「商品券購入引換券交付申請書」を送付しますので、購入を希望される方は、申請書に記入のうえ、福祉課または出張所の窓口へ提出してください（郵送も可）。

審査を経てから、9月以降に随時、「商品券購入引換券」を送付します。

②の対象者には、9月中旬以降に子育て支援課から「商品券購入引換券」を送付します。

「商品券」の購入は、販売場所（総務防災課町民係および出張所）に「商品券購入引換券」を提示し、購入することになります。

なお、商品券購入の際は、**窓口来庁者の本人確認を行います**ので、確認できるもの（有効期限内の運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、健康保険証、障がい者手帳、社員証、学生証、契約書、郵便物など）を持参してください。

販売単位 商品券額面5,000円分を4,000円で販売しますので、1,000円お得になります。（商品券500円×10枚のセット）

購入限度額 ①の対象者：額面25,000円（自己負担20,000円）

②の対象者：額面25,000円（自己負担20,000円）×3歳未満児等の数

販売期間 10月1日(火)～令和2年2月28日(金)
※期間中の役場の閉庁日には販売しません。

販売場所 総務防災課町民係および出張所

使用可能期間 10月1日(火)～令和2年3月31日(火)

※使用可能期間を過ぎた場合、商品券は無効となります。

使用可能店舗 町内の登録店舗（登録認定ステッカーが貼ってあります）

○**対象外商品等** 以下の商品等には使用できません。

- ・たばこ
- ・不動産や金融商品
- ・商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- ・国税、地方税や使用料などの公租公課

照会先 企画課 ☎85-9560

【商品券使用可能店舗（商品券取扱事業者）の募集】

条件 箱根町内に店舗を有する事業者（箱根町内店舗のみの取扱いとします。）

申込方法 登録申込書に必要事項を記入のうえ、観光課または出張所の窓口へ提出してください。登録申込書は、申込受付窓口にて用意しています。また、町ホームページの「申請書ダウンロード」からダウンロードできます。

申込期間 6月3日(月)～6月28日(金)まで

登録 商品券取扱事業者に決定後、商品券の使用開始までに掲出用の認定ステッカーとポスターを配付します。

換金方法 毎月1日から月末までに使われた商品券を翌月提出してください。後日、指定の口座に振り込みます。

照会先 観光課 ☎85-7410

